

専門医養成、産業医研修等の実施

1. 臨床研修医・指導医

○初期臨床研修医の受入

【目的】 労災病院の特色及び勤労者医療に関する理解の向上を図る。

⇒採用者数・22年4月採用 104名
・23年4月採用 116名
・24年4月採用 116名

○臨床研修指導医の講習会

【目的】 労災病院の臨床現場の指導的立場の専門医の更なる理解の向上及び初期臨床研修指導医に対する指導の向上を図る。

⇒第1回(20年2月)～第9回(24年1月)の延べ数 349名



2. 産業医等

(1) 労災病院で開催の産業医研修

【目的】 地域の産業医の資質の向上を図る。

【平成23年度実績】 開催回数57回 受講者総延数1,694名

(2) 産業保健推進センター主催の研修会に対する協力

① 産業医・衛生管理者・労務担当者向け研修(受講者総延数6,654名)

【目的】 事業場における産業保健活動に従事する者の資質の向上を図る。

【平成23年度実績】 講師派遣延べ193人

② 認定産業医研修(平成23年度開催回数 1,173回 受講者総延数38,534名)

【目的】 日本医師会認定研修単位を取得できる研修会で、認定産業医の資質向上を図る。

【平成23年度実績】 講師派遣延べ74人

③ 産業看護師研修会(平成23年度開催回数 259回 受講者総延数5,017名)

【目的】 産業衛生学会産業看護職教育認定研修単位を取得できる研修会で、産業看護師を養成する。

【平成23年度実績】 講師派遣延べ38人



(2) 労災病院関係業務

ア 産業保健推進センター事業

<事業概要>

- ・ 労働者50人以上の事業者には、労働安全衛生法により、産業医及び衛生管理者等を選任し、労働者の健康管理等の産業保健活動を義務付け。
- ・ この事業場の産業保健活動を支援するため、地域の医師会等関係団体と連携し、産業医等の産業保健関係者がその職務を履行する上で必要な知識を付与する研修等を実施。

<新法人における業務の在り方>

- ・ 産業保健推進センター事業は、産業保健調査研究の普及・教育等の役割を担っている。
- ・ 都道府県医師会等地域の産業保健関係者と連携して事業展開する必要があるため、従来より、全国（47都道府県）に産業保健推進センターを設置し、地域において事業場の産業保健活動を支援（産業医等の産業保健関係者に対する研修、情報の提供、相談等）しているものであり、新法人移行後も、現行同様の事業形態とすることが適当である。

(参考) 産業保健推進センター事業の概要

行政機関
医師会
労使団体
地域産業保健センター
大学医学部等

連携

産業保健推進センター（47都道府県）

事業の概要

産業医等の産業保健関係者がその職務を履行する上で必要な知識を付与する研修等を実施

産業保健推進センターが担う役割

- ・ 相談事業（専門的技術やノウハウ）
- ・ 研修事業
- ・ 情報の提供
- ・ 産業保健調査研究

産業医、衛生管理者、等の産業保健関係者等

相談員・講師として派遣



調査研究の相互協力



労災病院

専門的知見及び事例の積極的活用

支援

産業医、衛生管理者、産業看護職等の産業保健関係者、事業者等

情報の提供



産業保健関係者からの相談



セミナー（職場のメンタルヘルス対策）



産業医に対する実地研修



支援の内容

イ 労災リハビリテーション作業所の運営

<事業概要>

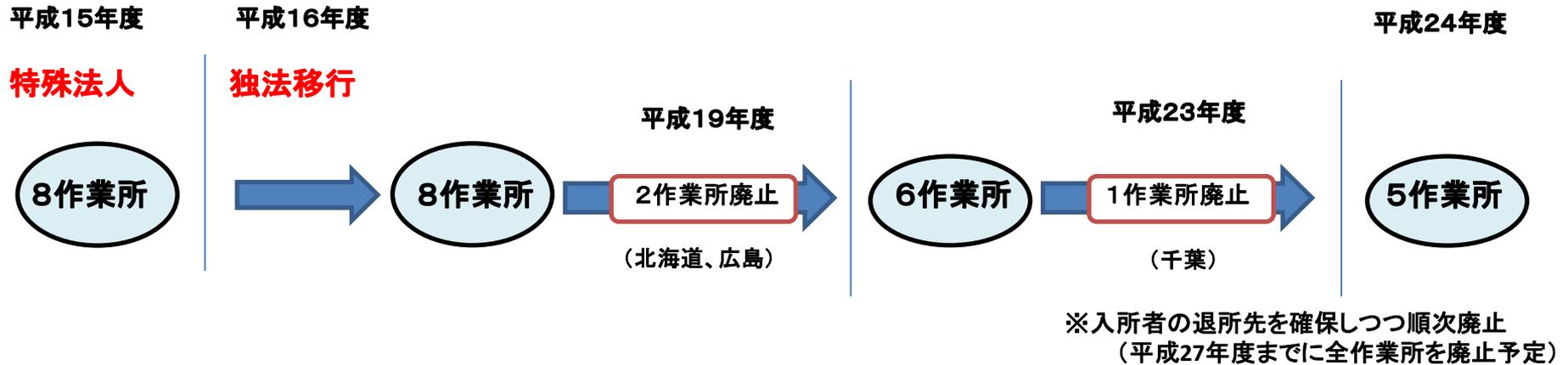
- ・ 労働災害により外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させ、その自立更正を支援。
- ・ 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）等を踏まえ、平成19年度より、在所者の退所先の確保を図りつつ、作業所の順次廃止を実施。
- ・ 現在、5作業所（福井、愛知、宮城、福岡、長野）を保有。平成27年度までに、全作業所を廃止予定。【新法人移行時：1作業所（長野）のみ保有】

リハビリテーション作業所廃止計画		
平成24年度中に廃止	福井	愛知
平成25年度中に廃止	宮城	福岡
平成27年度中に廃止	長野	

<新法人における業務の在り方>

- ・ 現行法人において、経過措置的に実施（平成27年度中に廃止）している業務であり、新法人以外の主体に移管させることは適当でない。

(参考) 労災リハビリテーション作業所の廃止について



●独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 (平成19年12月21日付け政委第29号) (抄)

6 労災リハビリテーション作業所業務の廃止

労災リハビリテーション作業所は、労働災害により、外傷性せき髄損傷等の障害を被った労働者を社会復帰させるための施設であるが、新規入所者数の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進んでおり、社会復帰までの通過型施設としての機能の発揮が困難になっていることから、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止するものとする。

●独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定) (抄)

- 労災リハビリテーション作業所は、在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する。

●独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定) (抄)

- 労災リハビリテーション作業所は、現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。 (23年度から実施)

(3) その他の業務

ア 未払賃金立替払事業

<事業概要>

- ・ 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって立替払する事業における立替払事務・求償事務を実施。

<新法人における業務の在り方>

- ・ 「独立行政法人の制度・組織の見直し（平成24年1月19日行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会）」において、「未払賃金立替払事業は、勤労者退職金共済機構に移管することが適当である」旨提言されていることを受け、勤労者退職金共済機構に移管する。

(参考)未払賃金の立替払事業の実施状況(直近5年及び累計)

年度	企業数(件)	支給者数(人)	立替払額(百万円)	【参考】支給者1人当たり立替払額(千円)
平成22年度	3,880	50,787	24,762	488
平成21年度	4,357	67,774	33,391	493
平成20年度	3,639	54,422	24,821	456
平成19年度	3,349	51,322	23,417	456
平成18年度	3,014	40,888	20,436	500
昭和51年度(※)～平成22年度累計	65,666	1,003,936	420,190	419

※ 昭和51年度は、昭和51年7月から昭和52年3月までである。

イ 産業殉職者慰霊事業

<事業概要>

- 労働災害による産業殉職者の御霊を合祀するため、高尾みころも霊堂を設置・運営するとともに、毎年秋に全国から遺族代表を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催。

<新法人における業務の在り方>

- 産業殉職者の慰霊という業務の特殊性にかんがみ、直接、国が実施することを含め、新法人以外の主体への移管を検討する。

(参考)産業殉職者慰霊式開催状況(直近5年及び累計)

回数	開催年月日	合祀御霊数	参列者数(来賓含む)
第40回	平成23年10月19日	3,902	746
第39回	平成22年10月19日	4,160	834
第38回	平成21年10月 7日	4,273	684
第37回	平成20年10月10日	4,538	753
第36回	平成19年10月10日	5,810	861
第1回～第40回累計	昭和47年6月5日(第1回)～	235,640	33,453

ウ 労働安全衛生融資等の貸付金回収事業【経過措置業務】

<事業概要>

- 旧労働福祉事業団が行っていた、①労働安全衛生融資（職場環境改善のために建物又は機械の新設改善等を行う場合に資金を貸し付け）、②在宅介護住宅・自動車購入資金の貸し付けに係る残存債権の管理・回収を実施。
- 償還終了年度
 - ① 労働安全衛生融資 平成33年度
 - ② 在宅介護住宅資金 平成30年度
 - 自動車購入資金 平成23年度

<新法人における業務の在り方>

- 経過措置業務について、適切な実施主体を検討する。

(参考)労働安全衛生融資等の貸付金回収状況

	開始年度	廃止年度	22年度償還金(円)			債権残額全体に 占める回収率 (①-②-③)／①	
			①22年度期 首債権残額	②22年度 期末債権残額	③22年度 貸倒償却		
労働安全衛生融資資金貸付金	昭和47年度	平成15年度	3,680,157,581	75件	2,941,775,658	77,790,177	18.0%
在宅介護住宅資金貸付金	平成7年度	平成15年度	129,244,708	70件	115,550,155	0	10.6%
自動車購入資金貸付金	昭和43年度	平成15年度	39,060,127	68件	37,853,988	0	3.1%

新しい法人制度における労災病院の事務・事業について

現行法人

新法人

労災病院関係業務等の真に必要な事務・事業

労災病院等

産業保健推進センター事業

新法人へ移行

リハビリテーション作業所の運営

経過措置的(平成27年度中に廃止)
業務として新法人へ移行

未払賃金立替払事業

〔 勤労者退職金共済機構へ移管 〕

産業殉職者慰霊事業

〔 直接、国が実施することを含め、
実施主体について検討 〕

経過措置業務

労働安全衛生融資等の貸付金回収業務

〔 実施主体について検討 〕

6 新法人における労災病院と民間医療機関との役割分担

- 新法人における労災病院と民間医療機関との役割分担について、どのように考えるか。
- また、現行制度においては、重大な労働災害が発生した場合などは、労災病院等に対し、厚生労働大臣より、緊急時に必要な措置を取るよう要請できるとなっている。

〈参考1〉独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)(抄)

【労働者健康福祉機構】

- 具体的な制度の在り方については、例えば、国民負担の最小化、担うべき政策医療の明確化、国との関係の明確化、適切な目標管理システムの構築、民間医療機関との役割分担、組織肥大化の防止、医療の質の向上、財務の透明性確保、適正な利益配分等の観点から検討を進める。

〈参考2〉独立行政法人労働者健康福祉機構法(抄)

第十六条 厚生労働大臣は、重大な労働災害(労働安全衛生法第二条第一号に規定する労働災害をいう。)が発生し、又はまさに発生しようとしている事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(参考)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 療養施設(労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定する療養に関する施設をいう。)の設置及び運営を行うこと。
- 二 健康診断施設(労働者災害補償保険法第二十九条第一項第三号に規定する健康診断に関する施設をいう。)の設置及び運営を行うこと。
- 三 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。